

工事の前払金の使途の範囲の拡大について

公共工事の前払金の使途拡大の特例措置について、国においては平成 28 年度から継続して実施されています。これを踏まえて、本市が発注する建設工事の前払金につきましても平成 28 年度から下記のとおり特例を適用しております。

1. 特例措置の内容

本市発注工事における前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）の使途を、これまで前払金を充当できるとした経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大します。（ただし、今回の特例措置で充当できることとする経費は、前払金額の 100 分の 25 を上限とします。）

2. 建設工事請負契約約款の改正内容

丸亀市建設工事請負契約約款の第 37 条を以下のように改めています。

受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払い運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

ただし、前払金（中間前払金を除く。）の 100 分の 25 を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

※前払金の使途や払出手続については、各保証事業会社にお問合わせください。